



日本共産党品川区議会議員

週刊 みやざき克俊

事務所 品川区豊町6-2-1 Tel.3786-6674
2009年9月27日 No.677

日本共産党品川区議団ホームページ <http://www.jcp-shinagawa.com/>



障害者のサービス利用 負担軽減を

親の援助がなければ生活できない

障害者のグループホーム。写真と記事は関係ありません。



障害者が受けるサービスに1割の負担：障害者自立支援法は障害が重ければ重いほど負担が増える障害者の生きる権利を奪う憲法違反の制度です。日本共産党南恵子議員は区議会本会議で自立支援法の廃止と自己負担軽減、入所施設増設を求めました。

知的障害がありグループホームで暮らしているAさん。月の収入は通所授産所での工賃3万3千円のほかに障害年金と福祉手当、家賃助成などで12万6千円。一方、支出は、グループホーム利用料7万7千円と授産所利用料、通勤交通費、健康保険料、医療費などで平均13万2千円になります。Aさんは、授産所で働いているのに収入より支出が多いのです。障害者の「自立支援」といいながら、親の援助がなければ生活できないのが実態です。

ところが、Aさんに、また負担が増えました。今年4月から通所授産所が交通費と健康診断の費用の支給を打ち切り、自己負担にしたのです。通勤交通費

も健康診断も企業負担が当たり前です。年金暮らしのAさんの母親は、「障害者は医療費が余計にかかる。いまは私の年金から出しているが、私が死んだらこの子の生活はどうなる…」と心配しています。

日本共産党は、①グループホーム

住み慣れたところで… グループホームの整備急務

グループホーム、ケアホームの増設も急務です。現在、区内のグループホームは10ヶ所。そこに63名の方が利用しています。障害者の7割は区外、都外で生活せざるを得ないのが実態です。障害者にとっては、住みなれたところで住み続けることができないのが当たり前になっているのです。

区内で入所施設が不足という

ム利用料軽減のために家賃助成の増額、②通所施設の交通費、健康診断費用の自己負担解消への区の支援強化、③通所施設への支援金が利用率9割を超えなければ受けられない制度の改善を求めています。

事態に、障害者(児)をもつ親の願いのトップは、やはり入所施設の増設。自分が元気なうちに子どもを地域で生活できるようにしてほしいと、住み慣れた地域にグループホーム、ケアホームの増設を切望しています。日本共産党は、「親離れ子離れ」の支援・相談の体制、ショートステイや体験ステイの早急な充実を求めています。

違憲「自立支援」法廃止を!

障害者自立支援法は、障害を自己責任として、社会参加のために受けるサービスを「益」として1割の負担を課しています。トイレに行くにも、食事をするにも介助を受ければ利用料が必要、外出の時のガイドヘルパーや手話通訳も1割負担です。障害が

重ければ重いほど負担が重くなります。

憲法は13条で「幸福追求権」、14条「法の下での平等」、25条「健康で文

化的な最低限度の生活を営む権利」を明記しています。25条第2項は、国がすべての生活部面について社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならないと、国にその責任を課しています。「応益負担」の障害者自立支援法は明らかに憲法違反。障害者が自立して社会参加できるよう保障するのが国の責任です。

日本共産党は、これまで障害者自立支援法の廃止を求めてきました。今回、自民・公明政権に代わった民主党政権が同法の廃止を明言。障害者の願いと運動が政治を動かしました。



お困りのときは

お気軽にご相談ください
区議会議員 みやさき克俊事務所

電話 3786-6674

